

## 平成30年度 第1回新潟市地域公共交通会議

日時：平成30年6月4日（月） 午後2時から

会場：新潟市役所分館6階 601会議室

### 【司 会】

それでは定刻となりましたので、只今から平成30年度第1回新潟市地域公共交通会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、また気温がだいぶ高くなっておりますが、当会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めます、事務局の新潟市都市交通政策課の丸田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、お願いです。本日の会議ですが、これまでと同様に公開で運営させていただきます。また、議事録を作成する関係から会議を録音させていただきます。また、議事内容を公表させていただきますので、予めご了承賜りたいと思います。

次に、本市の地域公共交通会議の役割や事務文書等について確認させていただきます。この地域公共交通会議ですが、道路運送法施行規則に基づき設置されているもので、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保をはじめ、旅客の利便増進を図るということを目的として、必要な事項を審議する場として、新潟市附属機関設置条例に基づいて設置される本市の附属機関になります。会議の内容は、いわゆるコミュニティバスである区バスや住民バスなど、地域の生活交通をご審議いただく場として進めさせていただきます。なお、委員の皆様には今回の地域公共交通会議に先だちまして、平成30年4月1日付けの委嘱状を、郵送などで交付させていただきました。委員の皆様の任期は、新潟市地域公共交通会議規則第3条第1項により2年と定められておりますので、平成32年3月31日までとなります。

次に、本日の会議の出欠状況です。新潟市消費者協会会長の山崎和美委員が所用のためご欠席されています。出席者は9名で、委員総数10名の過半数を超えておりますので、本市地域公共交通会議規則第5条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、委員改選による委員交代や今年度最初の地域公共交通会議であることから、委員の皆様より自己紹介を賜りたいと思います。初めに、新潟県バス協会専務理事の高橋委員、お願いいたします。

**【高橋委員】**

新潟県バス協会の高橋と申します、どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は新潟市の会議ではございますが、新潟県のバス協会は会員事業者数全部で58社、約2,100両の車両数となっております。新潟県全体や新潟市の公共交通に込えられるように頑張りたと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【司 会】**

ありがとうございました。

続きまして、新潟県ハイヤー・タクシー協会専務理事の鈴木委員、お願ひいたします。

**【鈴木委員】**

県ハイヤー・タクシー協会の鈴木です。

様々な審議会の関係で、一時、別の者に交代しておりましたが、退職をしたことと、まだ後任が育っていないことから、私が復帰しました。

高橋委員がお話しされましたが、私どももだいぶ減ったものの、県内で112社、約2,800両の規模で健闘しております。この会議は非常に大事だと心がけておりますので、よろしくお願ひいたします。

**【司 会】**

ありがとうございました。

続きまして、新潟交通株式会社乗合バス部長の村山委員、お願ひいたします。

**【村山委員】**

村山でございます。

また2年間、どうかよろしくお願ひいたします。

**【司 会】**

ありがとうございました。

続きまして、このたびより公募委員でご参画いただきます外川委員、お願ひします。

**【外川委員】**

このたび公募委員になりました外川と申します、よろしくお願ひします。

新潟市に住んで約16年になりますが、転勤族であるため、3月までの約10年長岡に通勤しておりました。また、長野、群馬、埼玉等にもおりましたので、その経験も生かしながら、少しでも市民の皆さんの暮らしが良くなるように、一市民として頑張り参りたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

**【司 会】**

ありがとうございました。

続きまして、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官の小松委員、よろしくお願いいたします。

**【小松委員】**

新潟運輸支局の小松と申します。

4月の異動で現職に参りました、よろしくお願いいたします。

**【司 会】**

ありがとうございました。

続きまして、日本労働組合総連合会新潟県連合会新潟地域協議会副議長の横川委員、お願いいたします。

**【横川委員】**

連合新潟新潟地協の横川と申します。

副議長という役職がついておりますが、もとは新潟交通の社員であり、現在は労働組合に所属するとともに、数年前まで乗合バス部で村山委員と一緒に仕事をしておりました。バスのことを一緒になって考えていきたいと思っております、よろしくお願ひします。

**【司 会】**

ありがとうございました。

続きまして、新潟県警察本部交通部交通規制課課長補佐の本間委員、お願ひします。

**【本間委員】**

交通規制課の本間と申します。

3年目に入りました、今後ともよろしくお願いいたします。

**【司 会】**

ありがとうございました。

続きまして、新潟市土木部長の柳田委員、お願いいたします。

**【柳田委員】**

この4月から土木部長となりました柳田と申します。

日頃より安心政令市にいがたのまちづくり、とりわけ道づくりにご理解とご協力を賜っておりますことに御礼申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

**【司 会】**

ありがとうございました。

最後でございますが、新潟市技監（兼）都市政策部長の新階委員、お願いいたします。

**【新階委員】**

この4月に技監（兼）都市政策部長として拝命いたしました新階です。

今日は本当に、お忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。まだ不慣れですが、新潟の地域公共交通がより良い姿になるように、私も努力したいと思っておりますので、皆様のお知恵をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【司 会】

ありがとうございました。本日もご出席をいただいております9名の委員から自己紹介のご挨拶を賜りました。

それでは、議事に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。まず、次第、委員出席者名簿、座席表、新潟市地域公共交通会議規則、新潟市地域公共交通会議委員名簿、資料1の区バス・住民バス夏休み子供ワンコインバスについて、資料2の平成30年度新潟市生活交通改善事業計画（案）、資料3と資料3-1の北区陽光・松浜・濁川地区バス運行計画（変更）（案）について、資料4と資料4-1の南区区バス（北部ルート）運行計画（変更）（案）について、資料5と資料5-1の秋葉区山の手地区住民バス社会実験について（報告）です。また、参考資料として、参考資料1 区バス・住民バス制度概要、参考資料2 区バス・住民バス・社会実験の路線図、参考資料3 区バス・住民バスの社会実験についてです。

次に事務連絡です。本日の会議終了後に情報交換の時間を若干取らせていただきます。お時間に余裕のある委員におかれましては、会議終了後もこちらにお残りをいただければと思います。

それでは、次第2の会長選出に進みます。現時点で、会長が不在ですので、事務局で進めさせていただきます。都市交通政策課長の西山から、会長選出の進行をお願いいたします。

#### 【都市交通政策課長】

この4月から都市交通政策課長となりました西山です、よろしくお願いいたします。

本会議の会長の選出方法につきましては、会議規則第4条第1項により、委員の皆様の互選となります。まず、この互選の進め方につきまして、委員の皆様から何かご意見等、頂戴できますでしょうか。

#### 【鈴木委員】

事務局の方から、ご説明いただけますか。

#### 【都市交通政策課長】

よろしいでしょうか、ありがとうございます。初めに、自薦他薦をとらせていただきまして、もし何もなければ事務局の案ということでお示しさせていただければと思います。

まず、立候補される方、もしくはこの方という方はいらっしゃいますか。特にございませんでしょうか。よろしければ、事務局の方からの提案をさせていただければと思います。

事務局からは、昨年度と同様ですが、新潟市の都市政策部長を会長としてご提案させていただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【都市交通政策課長】**

よろしいでしょうか、ありがとうございます。確認のため、多数決をもって会長を決定させていただきたいと思います。それでは、新潟市都市政策部長の新階委員を会長とすることにつきまして、賛成される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**【都市交通政策課長】**

ありがとうございます。それでは、新階技監（兼）都市政策部長に会長をお願いしたいと思います。

**【司 会】**

ありがとうございました。会長は新階技監（兼）都市政策部長に決定いたしました。この後の進行は、新階会長からお願いいたします。

**【新階会長】**

改めまして、新階でございます。誠に僭越ですが、円滑な議事とより良い地域公共交通に向けて、議事を務めさせていただきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入る前に、会長代理の指名をさせていただきます。新潟市地域公共交通会議規則第4条第3項に記載のとおり、会長不在時に職務を代理する委員を指名する必要があります。この地域公共交通会議は、道路運送法施行規則に基づき設置された附属機関であることから、運輸行政を所管し、施行規則を定めております国土交通省の職員の方に会長代理をお願いしたいと思います。従いまして、小松委員を会長代理に指名させていただきたいと思います。

それでは、次第3 議事に入らせていただきます。はじめに、事務局から説明をお願いします。

**【都市交通政策課長】**

本日の議事事項をご説明させていただく前に、本市の区バス・住民バスの制度概要等につきまして、説明をさせていただきます。

参考資料1の区バス・住民バス制度概要をご覧ください。新潟市で実施しております、いわゆるコミュニティバスについては、大きく分けて区バスと住民バスがございます。区バスは、政令指定都市移行に伴う区制の導入を背景として、区役所への移動など新たな移動ニーズや区のまちづくりへの対応を目的として、区が運営主体となりバス事業者に運行委託して

いるものです。次に住民バスですが、平成14年の道路運送法改正以降の不採算路線の相次ぐ廃止を背景として、地域住民の必要最低限の生活交通の確保や公共交通の空白・不便地域における生活交通の確保を目的に、地元の組織が運営主体となりバス事業者に運行委託しているものです。現在の本格運行の状況ですが、区バスは中央区を除く7区で計13路線を本格運行しています。住民バスは11地区15路線を本格運行しています。また、本格運行に至る前の社会実験運行は、区バスが東区と南区で2路線、住民バスが秋葉区で1路線を運行しています。さらに、タクシー車両を活用したデマンド交通を、北区と南区で実施しています。

続きまして、参考資料2は平成30年度に運行している区バス・住民バス・社会実験の路線図になります。区バスは赤色、住民バスは青色、社会実験路線は緑色、北区の南側や南区のほぼ全域を囲んだ紫色は社会実験として実施しているデマンド交通を示しております。緑色の点線は過去に実施した社会実験の路線です。本市の区バス・住民バスの制度概要等は以上です。

次に、本日ご審議いただきたい協議事項と報告事項の概要をご説明させていただきます。

本日の会議次第をご覧ください。協議事項は4項目ございます。

1つ目の区バス・住民バス夏休み子供ワンコインバスは、昨年度に引き続きまして、7月から8月の夏休み期間中に、小学生以下を対象として運賃の変更を行うものです。

2つ目の平成30年度新潟市生活交通改善事業計画（案）は、バリアフリー化設備等整備事業として、公共交通機関における高齢者や障がいのある方などの移動の利便性や安全性の向上を図るため、バリアフリー車両の導入等の具体的な取組みについて計画に位置づけるものです。

3つ目の北区の陽光・松浜・濁川地区バス運行計画（変更）（案）は、住民バスの運行に地域住民の声を反映させるため、ダイヤの変更及び運行経路の一部を変更するものです。

4つ目の南区の区バス運行計画（変更）（案）は、北部ルート上の橋梁工事に伴い一部区間で迂回運行を行っていましたが、工事が終了することから、ルートを元に戻すとともに、迂回に伴い移設した停留所1箇所を元の位置に戻すものです。

続きまして報告事項です。秋葉区山の手地区住民バス社会実験として、この4月から秋葉区の矢代田と小須戸を結ぶ住民バスを道路運送法第21条の社会実験で運行開始しました。将来、道路運送法第4条での運行に移行する場合、本会議の協議事項となることから、あらかじめ報告事項として委員の皆様にご情報提供させていただくものです。

なお、これら協議事項等の詳細な説明は、（1）（2）は都市交通政策課長から、（3）（4）（5）は各区の担当課から説明をさせていただきます。本日、ご審議いただきたい協

議事項と報告事項の概要は以上です。

**【新階会長】**

ありがとうございます。

それでは、次第1の区バス・住民バス夏休み子供ワンコインバスについて説明をお願いします。

**【都市交通政策課長】**

区バス・住民バス夏休み子供ワンコインバスについて、説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。区バス・住民バスの利用促進に向けた取組みとして、昨年度に引き続き、小学生以下を対象に7月23日または25日から8月31日までの夏休み期間中において、1乗車につき運賃を50円とするものです。協議路線は、区バスは5区・7ルート、住民バスは4地区・7ルートです。

資料1の参考資料をご覧ください。黄色で網掛けがある路線が本会議で承認いただいた運賃で運行している路線で、運賃変更の手続きをする場合、本会議の同意が必要となります。夏休み子供ワンコインバスを実施する区バス・住民バス路線ですが、実施と書いてある黒い網掛けをしたところに丸印で記載してあります。今年は、開始日が7月23日と7月25日の2種類がありますが、これは、今年度から新潟交通さんの方で自主運行されております路線バスでの夏休み子供ワンコインバスの精算方法が、これまでの現金からICカードでの精算に移行される予定があるため、システム改修や利用者への周知期間を考慮し、開始日を7月25日とされているものです。このため、区バス・住民バスのうち、新潟交通さんが自主運行されている路線バスを延伸する形で運行し、一連で運賃精算を行っている、区バスは西区バス、住民バスは、島見町・太郎代、両川、大江山、内野上新町もIC精算に移行することから、夏休み子供ワンコインバスの開始日は7月25日になります。

それ以外の路線は、例年同様、現金での運賃精算であることや、小学校の夏休みの開始日を考慮し、開始日を7月23日とします。なお、協議路線につきましては、全て7月23日の開始となります。以上で、区バス・住民バス夏休み子供ワンコインバスの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【新階会長】**

ありがとうございました。ただいまの説明について、質問等はございますか。

よろしいでしょうか、また何かありましたら、その都度お願いいたします。

では、次に進めさせていただきたいと思います、(2)平成30年度新潟市生活交通改善事業計画(案)について説明をお願いします。

**【都市交通政策課長】**

平成30年度新潟市生活交通改善事業計画（案）について、説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。この事業計画（案）ですが、公共交通機関における高齢者や障がい者の移動の利便性や安全性向上の促進を図ることを目的として、バリアフリー車両の導入等、具体的な取り組み等について計画に位置付けるものです。本計画に位置付けられた項目は、各交通事業者がノンステップバス車両や福祉タクシー車両などを導入する場合、国から一定の補助を受けることができます。

今年度の取り組みですが、資料2の2ページに記載のとおり、ノンステップバス車両は3台、福祉タクシー車両は6台、ユニバーサルデザインタクシー車両は9台導入予定です。

続きまして、本事業計画を変更する際の進め方について提案させていただきます。3ページに記載の、軽微な変更に係る手続きの簡略化についてです。これまで国の補助制度において、現在記載のバリアフリー化設備等整備事業から、インバウンド対策事業へ変更したり、国の補正予算等により導入台数の増減が発生する場合等はその都度、書面開催を含め、会議を開催し、変更の審議を行ってきました。今年度からは事務手続きの簡略化のために、記載のとおり、「導入台数の削減及び車両サイズの縮小の変更が生じた場合には、本会議開催の有無を本会議会長に一任するとともに、変更の必要が生じた際に本会議会長が本会議開催を省略することに支障がないと認めた場合は、本会議開催を省略する」ものとさせていただきたいと考えております。なお、この記載の内容は、国で定めております地域公共交通確保維持改善事業の実施要領に基づく内容です。また、最終的な導入台数等の変更内容は、今年度最後の地域公共交通会議にて変更の手続きを取りたいと考えております。以上で、平成30年度新潟市生活交通改善事業計画（案）の説明を終わります。ご審議の程、宜しくお願いたします。

#### **【新階会長】**

ありがとうございました。手続きの仕方も含めて説明がありましたが、質問等はございますか。

#### **【鈴木委員】**

ハイヤー・タクシー協会の鈴木です。

ご提案があった内容は全て賛成ですが、ご要望をさせていただきます。私どもは、地域公共交通会議だけでなく福祉有償運送運営協議会やいがた交通戦略推進会議にも参加しており、そのいずれでもご要望させていただいております。

国の補助については、活用させていただきたいと思っております。福祉タクシーの補助金も、昔は補助上限の満額が補助されずに利用しづらい面がありましたが、最近は満額補助されるようになり計画が立てやすくなりました。



一方で、福祉タクシー車両だけでなく、健常者や外国人旅行者にも便利で、観光振興にも役立つユニバーサルデザインタクシー車両の導入を進めたいのですが、国の予算枠があり、なかなか増えないという問題があります。新潟市であれば特定地域協議会や政令指定都市であることから、数台割当てがありますが、それ以外の市は、自治体の補助や自治体と協調した運営の場合のみ対象となる補助システムであります。例えば富山は、富山県が補助対象としていることから、富山県内で手を挙げると全ての事業者が対象となりますが、新潟の場合は、新潟市以外がなかなか対象とならない事情があります。各市町村へのお願いや新潟県へ要望するとともに、新潟県でも検討していただいておりますが、関連部署が交通政策や観光政策、福祉政策もあることから、なかなか難しい問題があります。福祉タクシーも、事業者は一生懸命頑張ろうと思っておりますが、現実問題としては、なかなか採算が取れておりません。

役所も市民も応援してくれているシステムになれば、導入に少しは積極的になれるだろうと思ひまして、新潟市がきっかけを作っていただければというご要望をさせていただきます。

**【新階会長】**

事務局から何かありますか。

**【都市交通政策課長】**

お金のかかる話であることや、普及が難しい面もありますが、車両のバリアフリー化は進めていかなければならない共通の認識であると思ひますので、委員からご指摘の点を踏まえ、例えば県への要望であったりとか、そういったところで声を出していきたいと考えております。

**【新階会長】**

話をしていくという意識をして、少しでも取り組んでいけたら良いと思ひました。

ありがとうございます、その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、また何かありましたらお願いいたします。

次に進行させていただきたいと思ひます、次第3 北区陽光・松浜・濁川地区バス運行計画（変更）（案）について説明をお願いいたします。

**【北区副区長（兼）地域総務課長】**

北区副区長の佐々木と申します、よろしくお願ひいたします。

北区の案件になります、住民バス運行計画変更案について説明させていただきます。資料は、概要版の資料3、それから詳細版の資料3-1をご覧くださいと思ひます。

はじめに、資料3の方をご覧ください。1. 経過ですが、地域交通団体の、はまなす『地域交通』研究会が主体となって住民バスを運行しております。運行経費の増加等により、収

支率が低下してきたことから、今年4月から運賃の変更と利用者数の少なかった2つの便を減らしたところです。3ページをご覧ください。上段の表は平成29年度の運行ダイヤで、この表にある乗車数は、1便あたりでそれぞれのバス停から平均何人が乗車するかを示しております。下段が今年度のダイヤです。上段の旧2便が、太夫浜上を6時30分に出発し、途中、こらぼ家前から新元島町を各駅で停車する便でした。この便が、今年4月から減便となったことから、これまでこれらのバス停から乗車されていた方は、下の表の現1便もしくは現2便に乗車することになりますが、現1便はJR新崎駅の早朝の電車に接続する便のため、途中のこらぼ家前から新元島町を停まらずに通過しております。このため、利用者は現2便の方へ流れたことにより、現2便の利用者が増加したものと思われまます。

1ページに戻っていただきまして、現在運行している変更前第1便は、太夫浜上を6時05分に出発して、途中、こらぼ家前から新元島町を通過しておりますが、利用者から、これらのバス停でバスを停めてもらいたい、との要望がありました。そして、今回の変更案は、太夫浜上を5分早め6時00分発とし、途中の5つのバス停に停車するものです。なお、つくし野入口とつくし野二丁目を通過しておりますが、これらは地域の住民から停車の要望はございませんので、引き続き通過するものです。

2ページはバスルートを地図で表示したものです。現在は、赤の点線のルートですが、これを赤の実線で示す5つのバス停を回りまして、このバス停にバスを停車させるものです。

資料3-1の3ページから5ページに、ただいま説明しました変更箇所を赤字で表示してあります。特に3ページですが、コの字型に回る関係で、運行距離が1.3キロメートル延長となり、11.5キロメートルとなります。

最後に、新潟運輸支局、北警察署、市消費者協会、北区内の公共交通事業者などから構成される、北区地域公共交通に関する意見交換会を文書協議で行ったところ、「できるだけ多くの方が利用しやすいように、乗り場等を考えていただいたことはありがたい」とのご意見をいただきました。

当課としては今後、地域交通団体とともに車内掲示や市ホームページ、区役所だよりや区のフェイスブック等によりまして、十分な事前周知を行ったうえで、今年8月1日から変更したいと考えております。説明は以上です。

#### 【新階会長】

ありがとうございます。

減便に伴って、残った便の方で調整して、バランスを取ってサービスの低下にならないように工夫されたようです。いかがでしょうか。

北区の協議会では前向きなコメントで終わったということですね。

**【北区副区長（兼）地域総務課長】**

はい。利用者から朝の便にも乗りたいという声を受けまして、今まで早朝便が素通りしていた5つのバス停も、朝の早いJRに接続することになります。この変更はありがたいといった意見が寄せられているところです。

**【鈴木委員】**

ハイヤー・タクシー協会の鈴木です。

非常に良い考え方だと思いますので賛成です。

新潟交通さんのバスは時間になっても早発しないように待機をします。朝は空いていると思いますが、そういった時の工夫や対応、今回の変更案で十分楽に電車に接続できるという考えになっているのでしょうか。

**【北区副区長（兼）地域総務課長】**

資料3の1ページ目をご覧いただきたいのですが、新崎駅北口着が今現在6時28分着です。これが、5つのバス停を停車したとしても、始発を5分早めることによりまして、新崎駅北口着が6時30分、現在より2分遅くなるということであります。接続するJRが、上り新潟駅行きが6時44分、下りの豊栄・新発田方面行きが6時57分ですので、乗り換えには十分な時間があると考えております。

**【鈴木委員】**

ありがとうございます。

**【新階会長】**

乗り継ぎにも配慮がされている、とのことです。

**【本間委員】**

ルート変更とバス停追加ということですが、これまでの実績がありますので、安全面等を考えれば問題ないと思います。

教えていただきたいのですが、地域住民のニーズに対応ということで要望などをお聞きしているようですが、どのような方法で地域住民から意見を吸い上げているのでしょうか。アンケートを取られているのでしょうか。

**【北区副区長（兼）地域総務課長】**

この住民バスは、地域住民が組織をする地域交通団体、はまなす『地域交通』研究会が運行主体となっています。運行主体が地域住民による組織ですので、定例的な総会などで地域住民から参加をいただき、日ごろから意見を吸い上げております。苦情や要望等があれば、地域交通団体へ直接話が行くことになっております。受けた要望は、地域交通団体で十分詰めたうえで、私どもの方に話が来ています。市は、あくまでも補助をするという形で関わっ

ています。

**【新階会長】**

いかがでしょうか。村山委員どうぞ。

**【村山委員】**

私も計画自体は反対するものではありません。

非常に良いプランだと思いますが、先ほどもありましたJRとの接続の問題について、時間が逆にありすぎるのではないかと思います。新崎駅北口に6時30分に到着し、新発田方面下りまで30分近くあります。現在の第1便がダイヤ設定上の6時28分着に対して、ダイヤ通りに到着していないということであればわかりますが、ほぼ定時に運行できているのであれば、太夫浜上を6時00分発にせず、太夫浜上6時05分発のまま新崎駅北口6時35分着で十分間に合うと思いますが、検討状況を教えてください。

**【北区副区長（兼）地域総務課長】**

定時運行には心掛けておりますが、乗合バスということもあって、遅れることもあるという点と、高齢者が多く利用しておりますが、新崎駅はバリアフリーに対応していないことから、乗り換え時間も考慮し、地域交通団体とも協議したうえで、あえて5分早めて設定しました。

**【新階会長】**

移動時間のシミュレーションもして、逆算的に時間を計っているということですね。

待ち時間が長いのではないかという意見は、地元からはありませんでしたか。

**【北区副区長（兼）地域総務課長】**

地元から、接続時間が長すぎるのではないかという意見はありませんでした。

**【新階会長】**

今後の見直しも含めて、今回はこれで運行していこう、ということかなと思います。

いかがでしょうか。事務局の都合もありまして、ここで同意の確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。特になければ、これで同意があったものとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

**【新階会長】**

ありがとうございます、それでは同意があったものとさせていただきます。

続きまして、（4）南区の区バス（北部ルート）運行計画（変更）（案）について説明をお願いいたします。

**【南区副区長（兼）地域総務課長】**

南区副区長をしております高野と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料4をご覧ください。南区の北部・大通鷺巻地区と区の中心部・白根地区を結ぶ北部ルートにつきまして、運行計画の変更が必要となりましたので、今回皆様にお諮りするものです。

1. 経緯です。北部ルートの大通南から中塩俵公民館前の間においては、平成29年8月から橋梁等の工事があり、通常ルートから迂回ルートにより運行しております。その工事が本年8月に終了することから、迂回ルートでの運行から従来のルートに戻すものです。

次に、2. 運行計画からの主な変更点です。変更ルートは、北部ルートの全4便中、大通南から中塩俵公民館前を運行します第2便、第3便及び第4便が変更の対象となります。変更内容は、現行の地図をご覧ください。現行では、迂回ルートを緑の線で、従来のルートについては、青色の破線で示しております。また、迂回ルート上には移設停留所として、中塩俵公民館前1か所を設置しております。続きまして、変更後の地図をご覧ください。変更後のルートを青い線で示してあります。また、中塩俵公民館前移設停留所は、地図中央上部の従来の赤丸の位置へ移設変更いたします。

次に、3. 変更日です。平成30年9月3日としております。工事終了は、平成30年の8月を予定しておりますが、9月1日、2日が土日にあたり、区バスの運行を行っておりませんので、9月3日月曜からの変更を予定しております。

最後になりますが、南区地域公共交通に関する意見交換会では、委員の方からご意見等はありませんでした。以上で、南区区バス運行計画変更（案）について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**【新階会長】**

ありがとうございます。

資料4-1も先ほど同様、変更点の資料ですね。工事に伴いショートカットしていたものを、元に戻すという変更のようです。いかがでしょうか。

工事は順調に進捗している、ということでよろしいでしょうか。

**【南区副区長（兼）地域総務課長】**

はい、予定通りです。

**【新階会長】**

よろしいでしょうか。こちら事務局の都合がございまして、先に同意の確認をさせていただきたいと思いますが、この原案のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

**【新階会長】**

ありがとうございました、同意があったものとさせていただきます。

協議事項は以上の4つです。初めに行いました、区バス・住民バス夏休み子供ワンコインバスと平成30年度新潟市生活交通改善事業計画（案）についても、何かございますか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

#### 【新階会長】

協議事項（1）、（2）についても同意があったものといたします。

続きまして、（5）秋葉区の山の手地区住民バス社会実験について報告をお願いします。

#### 【都市交通政策課長】

まず、山の手地区住民バス社会実験の報告をさせていただく前に、事務局から説明させていただきます。

参考資料3 区バス・住民バスの社会実験についてご覧ください。会議冒頭に、区バスと住民バスの現在の運行概要について説明させていただきましたが、新しくバス路線を運行させる場合には、当該地域の区バスあるいは住民バス事業を立ち上げ、運行計画を策定し、一定期間、本市では概ね3年としておりますが、社会実験運行を実施し、利用状況や収入・支出の収支率などを把握したうえで、本格運行実施の適否を判断しております。

昨年度は、東区バスの紫竹・江南ルートと南区バスのぐるりん号、住民バスは西蒲区の角田地区住民バスを社会実験として実施しました。

このうち角田地区住民バスは、運行から3年が経過し、本格運行へ移行するか判断する時期でありましたが、残念ながら利用者が少ないということと、収支率も低いという2点で、本格運行として持続することが困難ではないかと判断し、昨年度で運行を中止しました。

一方、今年度からは新たに秋葉区において、山の手地区住民バスを社会実験として運行開始しました。

運行開始に至るまでの地域の動きや、現在の運行状況について、担当課の秋葉区地域総務課から報告させていただきます。区バス・住民バスの社会実験の概要については以上です。

#### 【秋葉区副区長（兼）地域総務課長】

秋葉区副区長の小野と申します。

資料5に沿って説明しますが、資料5-1の2ページ目、山の手ふれあい号の運行ルート・停留所も併せてご覧ください。

運行ルート図のJRの線路より下は山の斜面となっております。山の手地区には、JR矢代田駅と区バスの一部ルートがありますが、急な斜面のため、そこまでの行き来が難しい高齢者の移動手段の確保が問題となっております。また、旧小須戸町のまちなかにある小須

戸中学校への通学も問題になっておりました。鎌倉地域から小須戸中学校までの通学距離は、約3.5キロです。天気の良い日は自転車での通学が可能ですが、雨の日、雪の日、そして、早く暗くなる時期の部活終わりには、ご家族が送迎していることから、バス運行の要望は中学生がいらっしゃるご家族から多数要望がありました。そこで、高齢者の通院や買い物と、中学生の通学に対応することを目的として、山の手コミュニティ協議会が住民バスの運行を企画しました。

資料5の2. 山の手地区のこれまでの動きです。平成27年度から、住民バスの社会実験を目指す動きが始まりました。勉強会を各地区で行ったうえで、中学生以上全員を対象にアンケートを実施し、アンケート結果を受けた説明会も各地区で行うなど、取り組みを重ねてきました。これから説明する運行概要は、アンケートや勉強会、説明会の場で地域の皆様から出たご意見をもとに、山の手コミュニティ協議会の住民バス運行委員会の皆さんがお考えになったものです。

次に、3. 運行概要についてです。実施期間は今年度1年間、土休日・祝日、年末年始を除いた、平日の244日間になります。既に、4月から社会実験として運行を開始しているところですが、運行にあたっては、今年の1月に秋葉区意見交換会を開催し、関係団体の皆様から合意をいただいております。運行ルートは、鎌倉神明宮から小須戸出張所前までとなりますが、便によって停まるバス停が違います。朝の便は、通勤・通学に使ってもらうために、山の方に入る回数を減らし、昼の便は、高齢者の通院・買い物に使ってもらうために、すべてのバス停を回るルートとなっています。運行便数は1日10便、運賃は、大人は200円均一、小・中学生は100円均一で、それぞれ回数券を用意し、コミュニティセンターやバスの車内で販売しております。車両は、運行ルートの資料にも写真を掲載しておりますマイクロバスを使用し、社会実験ということで道路運送法第21条で運行しております。

最後に、現在、社会実験を開始してから2か月が経過したところでございますが、利用者数が1日あたり約8人という状況です。また、矢代田駅でJR信越線や病院の送迎バスに接続できるようダイヤを組んだのですが、道路状況などでダイヤに遅れが生じ、JRに乗り継げないというご意見をいただいたほか、住民バスを利用して地域の茶の間や花の湯館を利用したいという声がありました。住民バス運行委員会では、より多くの方々からご利用いただけるよう、ダイヤの見直しとともに、併せて山側でフリー乗車区間の新設も検討しております。秋葉区意見交換会の皆様とも協議し、地域の皆さんへの周知も努めながら、地域に必要とされる住民バスを目指してまいります。説明は以上です。

#### 【新階会長】

ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問等はございますか。

**【小松委員】**

新潟運輸支局の小松です。

今ほど、利用者が1日8人程度というお話がありましたが、1日10便というと、1人も乗られない便もあるということでしょうか。

**【秋葉区副区長（兼）地域総務課長】**

はい。

**【小松委員】**

では、10便の利用状況も把握したうえで、ダイヤ等を検討されることでよろしいでしょうか。

**【秋葉区副区長（兼）地域総務課長】**

はい。現在は第1便、第7便、第8便の利用者がほとんど無い状況ですので、これを見直していきたいと考えております。

**【鈴木委員】**

様々な状況があり、このバスを走らせたと思いますが、10便で8人ということになると、単純に言うとタクシーでも良いと思いますが、いかがでしょうか。多くのところは、恐らくジャンボタクシーで十分と言いながら、時間帯によっては集中することがあり、続行便を作るとなると必ずしも安いと言えないケースもあるということで、タクシー車両による運行を検討から外したりします。運行開始時点ではこれで結構ですが、現状も踏まえて、ご検討いただければと思います。

**【秋葉区副区長（兼）地域総務課長】**

ジャンボタクシーによる運行も当初検討の一つに挙がっておりましたが、中学生がかなり乗るのではないかと想定のもとでマイクロバスを設定しました。実際に運行を開始したところ、中学生が全く乗っていない状況ですが、父兄の方からすると、冬場・雨の日における要望であることから、今はまだ自転車で行けるという声をいただいております。これらの様子を見ながら、地域で検討していただきたいと思っております。

**【新階会長】**

まだ2か月の状況ですから、もう少し見ながら検討していくということでしょうか。

この案件は報告になりますが、よろしいでしょうか。なお、当該路線は説明のとおり、運行計画の見直しも含めて今後考えていくということで、関連する照会や申請等をさせていただく際には、ご対応くださいますよう、皆様にあわせてお願いさせていただきます。

その他ございますか。よろしいでしょうか。

では、最後に、せっかくの機会ですので、全体を通して何かご質問、ご意見等ございませ



たらお聞きしたいと思います。

**【外川委員】**

公募委員の外川です。

基本的なことをお聞かせいただきたいのですが、参考資料1の区バス・住民バス制度概要に区バス、住民バスの収支率の記載があります。欠損額は市が負担すると思いますが、委託業者の決定はどのようにされているのでしょうか。通常は競争が原則ですので、競争入札や相見積りを小さい金額でも取っていると思いますが、どのように決定されているのでしょうか。

**【事務局】**

事務局の都市交通政策課、佐藤と申します。事業者の決定方法ですが、区バスは区の委託運行として、区の方で事業者の選定をしております。入札的なことで選ぶ場合もありますし、まわりのバス路線が、例えば新潟交通グループのICカードのりゅーとを路線バスで使っていることから、利便性の確保の観点から、りゅーとを使えるような運行事業者に一者随意契約をしている場合もあります。区バスによって選定方法は異なります。

**【外川委員】**

基本的にはわかりました。ただ、結局、市が負担することは、住民の皆さんの税金が投入されるということになりますので、出来る限り経費が掛からないように進めていただければと思います。

もう1点、区バス、住民バス、社会実験の収支率や便数などを把握されていると思いますが、このような会議には、具体的な数字をできるだけ出していただくと検討しやすいので、これについてご検討いただければと思います。以上です。

**【新階会長】**

ありがとうございます。

**【高橋委員】**

全体を通してということで、参考までの話をさせていただきます。

いま外川委員からお話があったことと重複するかもしれませんが、区バス、住民バスを含めて、通院の高齢者や通学の子どもたち、通勤などがあるうえでのバス運行という認識しております。その中で近年、例えばバス事故が起こると、小さな事故であろうが大きな事故であろうが、バスだけはマスコミに取り上げられるということが多々あり、それは区バスであろうが住民バスであろうが新聞紙上に載ります。区バス、住民バスについては様々なバス事業者であったり、タクシー事業者であったりしている状況ではありますが、運行事業者の選定にあたっては、各社の安全体制や事故が起きたときの事故への対応、補償体制や運行管理・組

織体制についても考慮いただければと思います。

また、事業者によっては、自治体との共存といいますか、自治体からの補助金が無いと非常に厳しいバス事業者もある状況の中で、運行形態や補助金額は、運行事業者ともよくご検討いただければと思います。言いにくい話ではありますが、安い金額だと運行体制にも影響するようにも思われます。区バス、住民バスがもっと乗っていただけるように、運行事業者と十分話をしながら地域を盛り上げていただければありがたいと思います。

感想ではありますが、極端に言えば、例えばワンコインバスも、いろいろな制限や考えがあると思いますが、せっかく乗っていただくのであれば50円ではなくて無料でも良いのではないかとも思います。以上です。

#### **【新階会長】**

ありがとうございます。安全第一であること、しっかりとした体制をとということ、採算をとれるようにという貴重な意見です。また、採算性の話では数字の話もありましたので、事務局で検討いただきたいと思います。よろしいでしょうか、非常に貴重な意見をありがとうございます。

他によろしければ、お時間もありますので、会議を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました、事務局へお返しします。

#### **【司 会】**

活発なご議論、円滑な議事の進行にご協力を賜りまして、大変ありがとうございました。

以上を持ちまして、平成30年度第1回新潟市地域公共交通会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上